

エネワンSプラン

東京電力エリア【低圧】

令和2年4月1日実施

株式会社サイサン

エネワンSプラン

目次

1	適用範囲	1
2	供給契約条件の変更	1
3	契約容量の単位および端数処理	2
4	供給電気方式、供給電圧および周波数	2
5	契約容量	2
6	料金	3
7	使用電力量の計量	3
8	その他	3
	附則	4

供給契約条件

1 適用範囲

- (1) この供給契約条件は、一般送配電事業者の供給区域（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）をいいます。ただし、離島を除きます。）内の需要場所において、低圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器を使用するお客さまで、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

イ お客さまが1年を通じてこの供給契約条件の適用を希望されること。

ロ 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること。

ハ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、ロに該当し、かつ、ハの契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。

- (2) この供給契約条件から他の契約種別に供給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、(1)にかかわらず、この供給契約条件を適用いたしません。

2 供給契約条件の変更

- (1) 当社は、この供給契約条件を変更することがあります。

(2) 当社は、この供給契約条件の変更を行うときは、変更後の内容およびその効力発生時期をあらかじめ個別に通知する方法または当社のWEBサイトに掲示する方法により説明します。これらの場合に、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの供給契約条件によります。

(3) 託送供給等約款の変更、法令の制定もしくは改廃により、この供給契約条件を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送供給等約款または法令をふまえ、この供給契約条件を変更することがあります。これらの場合、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの供給契約条件によります。

- (4) この供給契約条件の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、個別に通知する方法または当社のWEBサイトに掲示する方法その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (5) (4)にかかわらず、この供給契約条件の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3 契約容量の単位および端数処理

契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、5（契約容量）を適用した場合に算定された値が1.5 キロボルトアンペアとなるときは、契約容量を1.5 キロボルトアンペアといたします。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとなることがあります。

5 契約容量

- (1) 契約容量は、原則として、1キロボルトアンペアから50キロボルトアンペア未満の間で、契約主開閉器の定格電流にもとづき、電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）別表4（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。
- (2) 電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器により、電流を制限することがあります。

- (3) 電気の使用実態に応じ、(1)で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

6 料金

料金は、基本料金、電力量料金および供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、燃料費調整単価が供給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(イ)によって算定される場合は、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が供給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)または(ハ)によって算定される場合は、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約容量が1.5キロボルトアンペアの場合の基本料金は、契約容量が1キロボルトアンペアの場合の基本料金の1.5倍といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	275円00銭
-------------------	---------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	25円47銭
------------	--------

7 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、一般送配電事業者が設置する記録型計量器によるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、供給地点で30分ごとに計量される電力量を、料金の算定期間（ただし、供給契約を終了させる場合は、直前の計量日から終了日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

8 その他

- (1) 電流制限器や契約主開閉器等を無断で取り外す、交換する等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解除することがあり、また、34（違約金）に定める違約金を申し受けます。
- (2) この供給契約条件に定めのない事項については、供給約款によるものといたします。

附則

1 実施期日

この供給契約条件は、令和2年4月1日から実施いたします。

2 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から供給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率については、6（料金）にかかわらず、次のとおりといたします。

(1) 基本料金

契約容量1キロボルトアンペアにつき	270円00銭
-------------------	---------

(2) 電力量料金

1キロワット時につき	25円00銭
------------	--------